

藤枝総合庁舎空調設備保守点検業務委託契約書

静岡県藤枝財務事務所（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）との間に、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、別に定める「藤枝総合庁舎空調設備保守点検業務仕様書」に定める業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（注意義務）

第2条 乙は、仕様書に基づき、委託の本旨に従い、善良なる管理者の注意をもって委託業務を処理するものとする。

（契約期間）

第3条 この委託の契約期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（申出義務）

第4条 乙は、この契約締結後の事情の変化により委託業務を遂行することが困難となり、若しくは甲に不利となったときは、その都度甲に申し出て必要な指示を受けなければならない。

（点検実施時期等）

第5条 乙が点検を実施すべき時期は次のとおりとする。

点検区分	実施時期
冷房切替点検	5月
冷房中間点検	8月
暖房切替点検	11月
暖房中間点検	2月

2 前項の規定にかかわらず、機器に突発障害が発生した時は、乙は速やかに修理調整を行うものとする。但し、修理調整に係る費用は甲が負担するものとする。

（点検業務の確認）

第6条 乙は、各区分の点検業務が終了したときは、すみやかに点検報告書（様式任意）を甲に提出し確認を受けなければならない。

（委託費）

第7条 甲は、乙に対し委託業務を処理するための費用（以下「委託費」という。）として、金_____円（うち、取引に係る消費税及び地方消費税額_____円）を支払うものとする。

(委託費の請求及び支払い)

第8条 乙は、前条の委託費を各回の点検業務終了後、第6条に規定する甲の確認を受けた後に、下記の区分に従い請求するものとし、甲は、請求書を受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。

点検区分	金額
冷房切替点検	金_____円 (うち消費税及び地方消費税額金_____円)
冷房中間点検	金_____円 (うち消費税及び地方消費税額金_____円)
暖房切替点検	金_____円 (うち消費税及び地方消費税額金_____円)
暖房中間点検	金_____円 (うち消費税及び地方消費税額金_____円)
合計	金_____円 (うち消費税及び地方消費税額金_____円)

(権利義務の譲渡等の禁止)

第9条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面により甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

(契約の解除)

第10条 甲又は乙は、天災その他その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、次に掲げる一の理由が生じたときには、いつでもこの契約を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰すべき理由により第3条の委託契約期間中に業務を継続する見込がないと認められるとき。
- (2) 乙の業務が甚だしく不誠実と認められ、又はこの契約を履行する意思がないと認められたとき。
- (3) 乙が法令等又は契約に違反したとき。
- (4) 乙が契約の履行の全部が不能であるとき又は全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 乙が契約の履行の一部が不能であるとき又は全部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。
- (6) 甲がこの契約の締結後、事情の変化により、委託業務を処理させる必要がなくなったとき。
- (7) 乙が次のアからキに該当したとき。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

- イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

（損害賠償責任）

第11条 乙は、次に掲げる一の理由が生じたときには、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

- (1) 乙が、委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 前条第2項の定めによりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

2 乙は、前条第2項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

（機器設置場所の変更）

第12条 甲は、契約期間中に当該機器の設置場所を変更する場合は、事前に文書をもって乙に連絡するものとする。

（委託業務計画書の提出）

第13条 乙は、この契約の締結後5日以内に、業務実施計画表（様式第1号）を提出しなければならない。

（処理状況の調査等）

第14条 甲は、必要があると認めるときは、いつでも委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

（契約の変更）

第15条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

（委託費の処理）

第16条 甲又は乙が第10条の規定によりこの契約を解除した場合の委託費の処理は、甲が認める既履行部分に相当する額をもって精算する。

(契約の効力の遡及)

第17条 この契約書への発注者と受注者の記名押印又は電子署名日が、契約書第3条に定める契約期間の開始日より後の日である場合にあっても、本契約の効力は契約期間の開始日から生じるものとする。

(定めのない事項の処理)

第18条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

ただし、本契約を契約の内容を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者が総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第2条第2項第1号に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和8年4月1日

(甲) 藤枝市瀬戸新屋362番地の1
静岡県藤枝財務事務所
所長

(乙)

藤枝総合庁舎空調設備保守点検業務仕様書

点検業務は以下の項目について実施するものとする。

		空調設備保守点検		自動制御 機器点検	冷却水系統 洗浄作業
		吸収式冷温水機	吸収式冷温水機以外		
冷房	切替点検	○	○	○	○
	中間点検	○			
暖房	切替点検	○	○	○	
	中間点検	○			

1 空調設備保守点検

① 吸収式冷温水機 (Panasonic QAW-CP120FG2)

- 外観検査
 - 本体、部品の損傷の有無
- 付帯設備の確認
 - 冷水系バルブ、温水系バルブ、冷却水系バルブ、冷温水、冷却水の水張り、水循環 (ポンプ電流、吐出圧)
- 本体関係の確認
 - 吸収液の希釀、各弁の開閉状態の確認、操作盤の切替え (ブレーカ、各切替えスイッチ)
- 動力系統の確認
 - 絶縁抵抗測定 (中間点検時を除く)
- 真空度の確認
 - 貯室圧力 (抽気前)、抽気ポンプの始動点検
- 電気機能点検
 - 制御回路機能試験 (各リレー、スイッチ、弁の動作確認)、安全保護装置の設定値及び動作確認、温度調節器の設定、タイムリレーの設定
 - 安全保護装置の設定値の確認 (高温再生器圧力スイッチ等)
 - 制御動作関係の確認 (容量制御動作、吸収液ポンプ・冷媒ポンプ発停動作等)
 - 燃料配管系統の漏れテスト
 - 燃焼関係の点検、点火試験、失火試験
 - 分析用吸収液のサンプリング
 - 作業完了後の確認、各弁ロックタイト塗布確認等
 - 運転データ測定

② 冷却塔 (空研 SKB-120GR)

- 絶縁抵抗測定、漏水検査、散水・自動給水装置点検、送風ファン点検、ファンベルト点検

③ 冷温水ポンプ (エバラ 100SGM 2台)

運転電流値、絶縁抵抗測定、グランドパッキン、カップリングゴム、漏水検査、異常音・振動の有無、外観欠品

④ 冷却水ポンプ（エバラ 150SF615B）

上記③と同じ

⑤ エアハンドリングユニット（三洋 TUC-301AH）

※全熱交換器（THR-U-320）含む

絶縁抵抗・電流測定、異常音の有無、Vベルト点検、エアフィルター洗浄

⑥ ファンコイルユニット

漏水検査、異常音・振動の有無、熱交換器作動状況、設置状態チェック、エアフィルター洗浄

⑦ パッケージエアコン

製造元	品番	台数	設置箇所
三洋	SPW-CHVP160E	3	別館第1会議室A B
パナソニック	CU-P112H6	2	別館第2会議室
三洋	SPW-CHVP80E	1	別館第3会議室
パナソニック	CU-P160X4	1	別館土壤試験室
パナソニック	CU-P112X4	1	別館診療室
ダイキン	R28KVV	1	本館警備員室
ダイキン	RZYP50BBV	1	本館サーバー室
パナソニック	CU-P80H6	1	本館無線室

以上11台を対象

- ・ 機器周囲清掃、絶縁抵抗・電源電圧測定、配線各部点検、格端子の増締め
- ・ 潤滑油・クランクケースヒータの点検、圧縮機の吸込・吐出温度測定
- ・ 異常音の有無、冷媒量確認、室内機の吸込・吐出温度測定、エアフィルター洗浄
- ・ 温度調節器作動確認、各リレー・表示ランプ点灯確認
- ・ 装置全体の冷媒漏れ・漏水検査
- ・ 装置全体のボルト・ビスの緩み点検
- ・ 膨張弁の作動確認

⑧ 送風機

製造元	品番	種類
三洋	N02SMM	本館5階機械室全熱交換器給気ファン
三洋	N041/2SRM	本館5階機械室全熱交換器レターンファン
三洋	N031/2SRM	本館地下機械室給気ファン
三洋	N031/2SRM	本館地下電気室給気ファン

- ・ 絶縁抵抗・電流測定、異常音の有無、Vベルト点検

⑨ 排風機

製造元	品番	種類
三洋	N05SRM	本館 5 階機械室全熱交換機排気ファン
三洋	N01SRM2	本館地下トイレ排気ファン
三洋	N02SMM	本館 1 ~ 4 階トイレ排気ファン
三洋	N013/4SMM	本館湯沸室排気ファン
三洋	N03SRM	本館地下倉庫排気ファン
三洋	N031/2SRM	本館地下機械室排気ファン
三洋	N031/2SRM	本館地下電気室排気ファン

- ・ 絶縁抵抗・電流測定、異常音の有無、Vベルト点検

2 自動制御機器点検

- ・ AHU-1メイン系統空調機制御 機器数 15
- ・ 熱源制御〃 5 (冷暖房切替)
- ・ 排煙濃度監視制御〃 1
- ・ 冷却水制御系統〃 5
- ・ 冷温水 (FCU) 制御〃 24 (冷暖房切替)
- ・ 測温測湿系統 24ポイント
- ・ アナログ 12ポイント
- ・ デジタル 89ポイント
- ・ 中央監視装置 SAVIC net EV model 10

3 冷却水系統洗浄作業 (Panasonic QAW-CP120FG2)

- ・ 洗浄サイクル組立 清水循環
 - ・ 循環薬品洗浄
 - ・ 洗浄廃液中和
 - ・ 系統内中和
 - ・ 防錆処理
 - ・ 廃液回収処理
 - ・ 水室カバー開放、チューブ内確認
- ※消耗品交換、水漏れ確認の試運転を含む

様式第1号

業務実施計画表

委託業務の名称 令和8年度 藤枝総合庁舎
空調設備保守点検業務委託

月	点検回数	実施日	点検等の内容
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
1			
2			
3			

上記のとおり実施したく計画表を提出します。

令和 年 月 日

委託者 静岡県藤枝財務事務所長 様

受託者 住 所
名 称
代表者

印

令和8年度

藤枝総合庁舎 空調設備保守点検業務委託設計書

業務箇所 藤枝市瀬戸新屋362-1

静岡県

業務概要

藤枝総合庁舎の空調設備の適切な維持管理のために保守点検業務を実施する。

空調設備保守点検

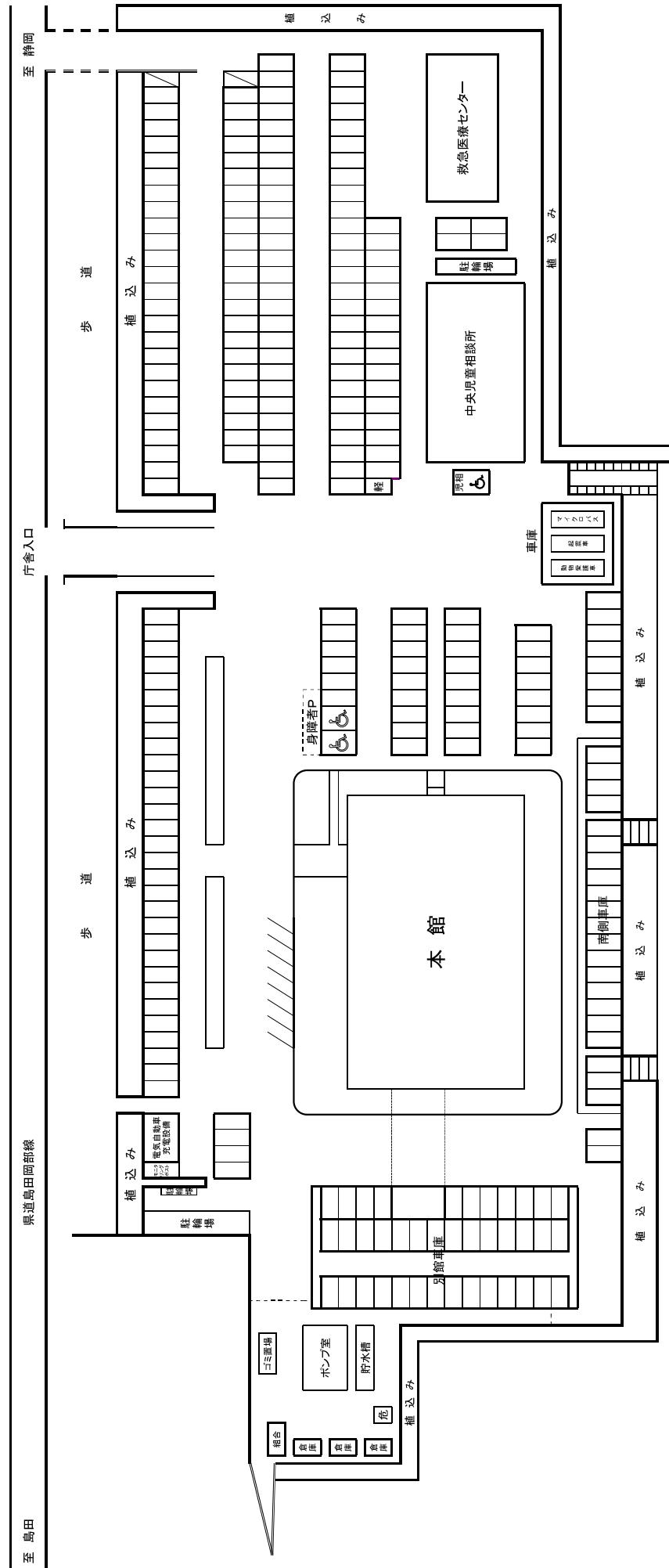
自動制御機器点検

冷却水系統洗浄作業

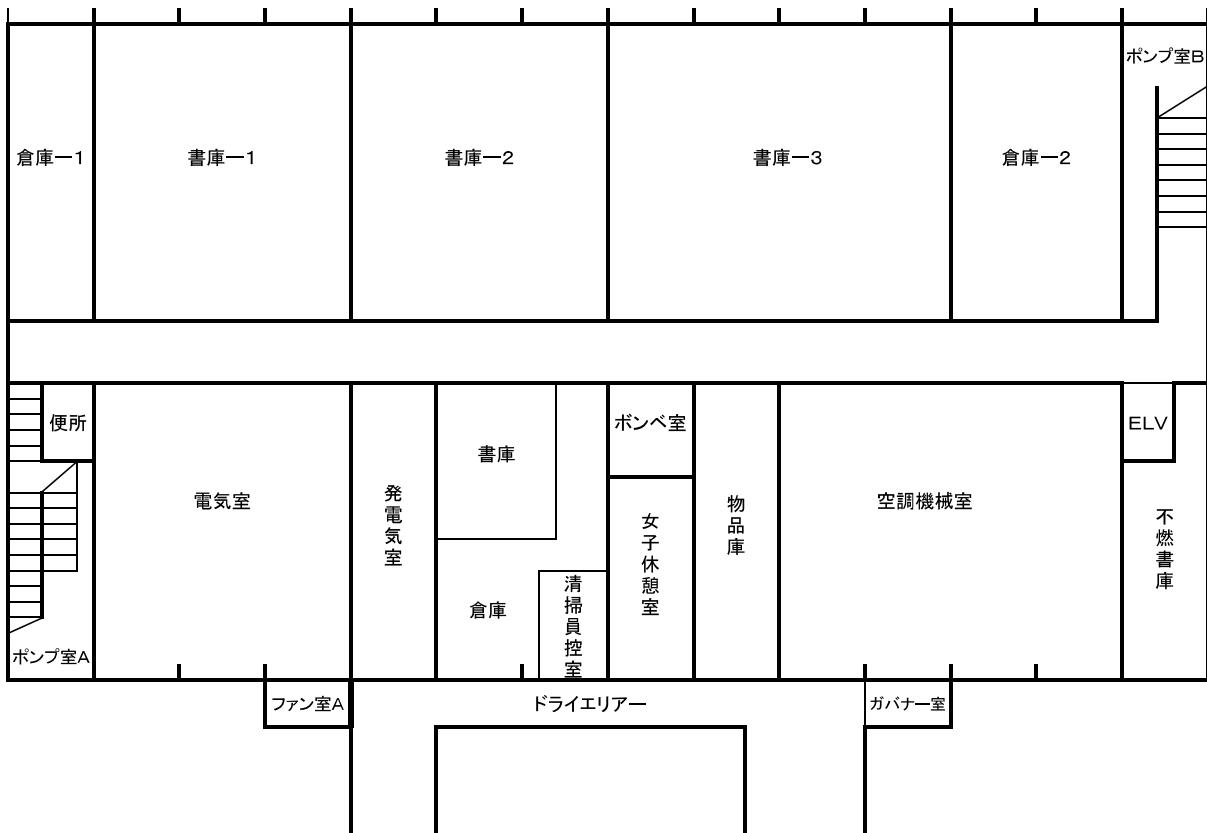
以上

符号	名 称	品質形状寸法	員 数	単位	単 価	金 額	摘要
1	空調設備保守点検料	各年2回 (ただし、吸収冷温水器は年4回)					
	吸収冷温水器	QAW-CP120FG2	1	基			
	冷却塔	SKB-120GR	1	基			
	パッケージエアコン	SPW-CHVP160E 外	11	台			
	直接物品費		1	式			
	業務管理費		1	式			
	冷温水ポンプ	100SGM	2	台			
	冷却水ポンプ	150SF615B	1	台			
	エアハンドリングユニット	TUC-301AH	1	基			
	ファンコイルユニット	床置型	91	台			
	ファンコイルユニット	天井隠蔽型	3	台			
	送風機		4	台			
	排風機		7	台			
	直接物品費		1	式			
	業務管理費		1	式			
2	自動制御機器点検料	年2回					
	全体総合点検 (暖房切替共)		1	式			
	冷房切替点検		1	式			
	ガス漏れ点検		1	式			
	直接物品費		1	式			
	業務管理費		1	式			
	小計						
3	冷却水系統洗浄作業料	年1回					
	洗浄薬品代		1	式			
	系統内中和剤		20	Kg			
	廃液中和剤		40	Kg			
	洗浄作業技術料		1	式			
	消耗品雑材費		1	式			
	業務管理費		1	式			
	小計						

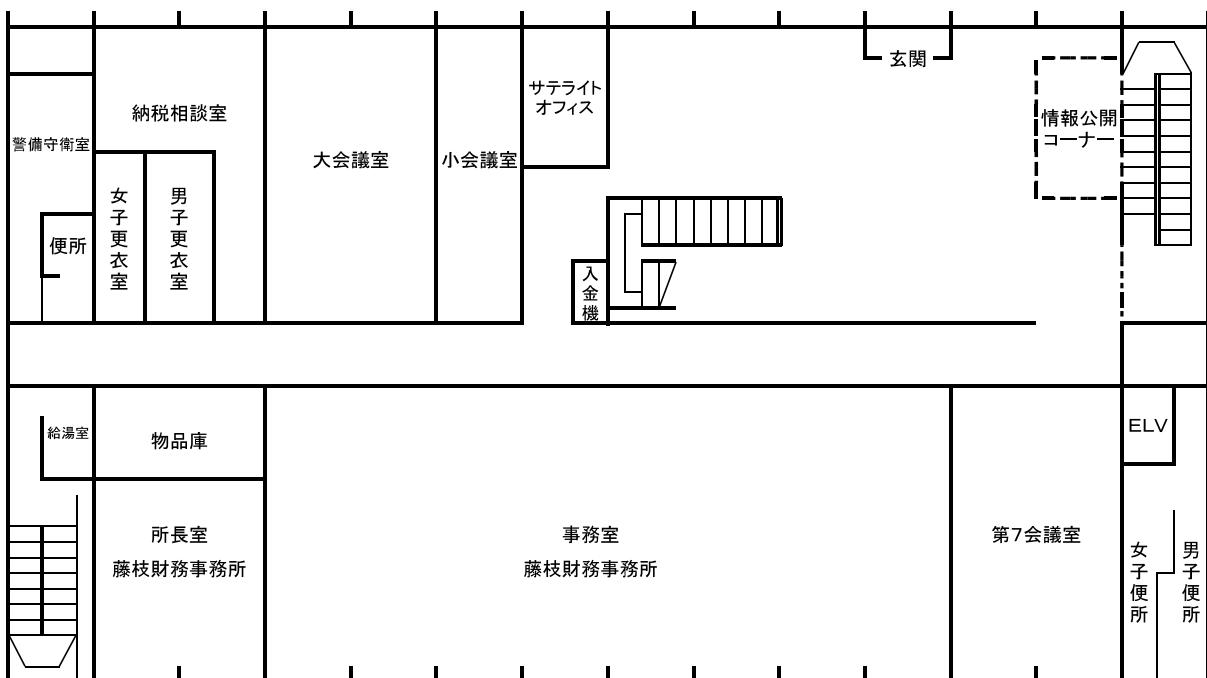
藤枝総合庁舎 建物・駐車場配置図



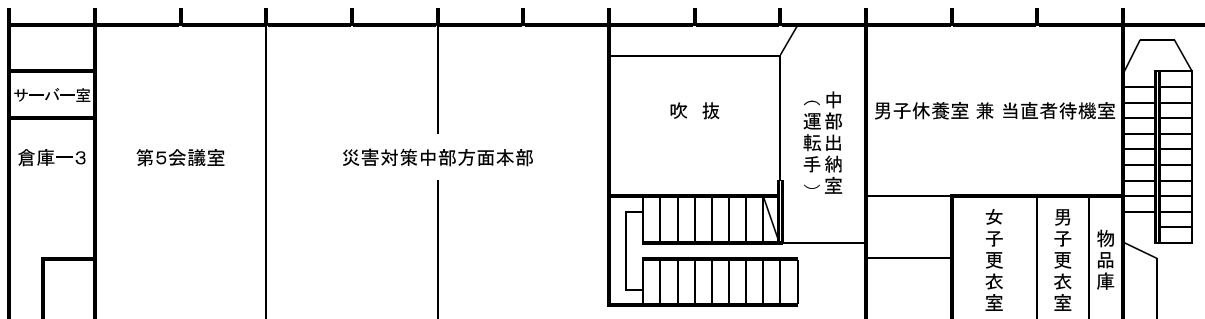
本館(地階)



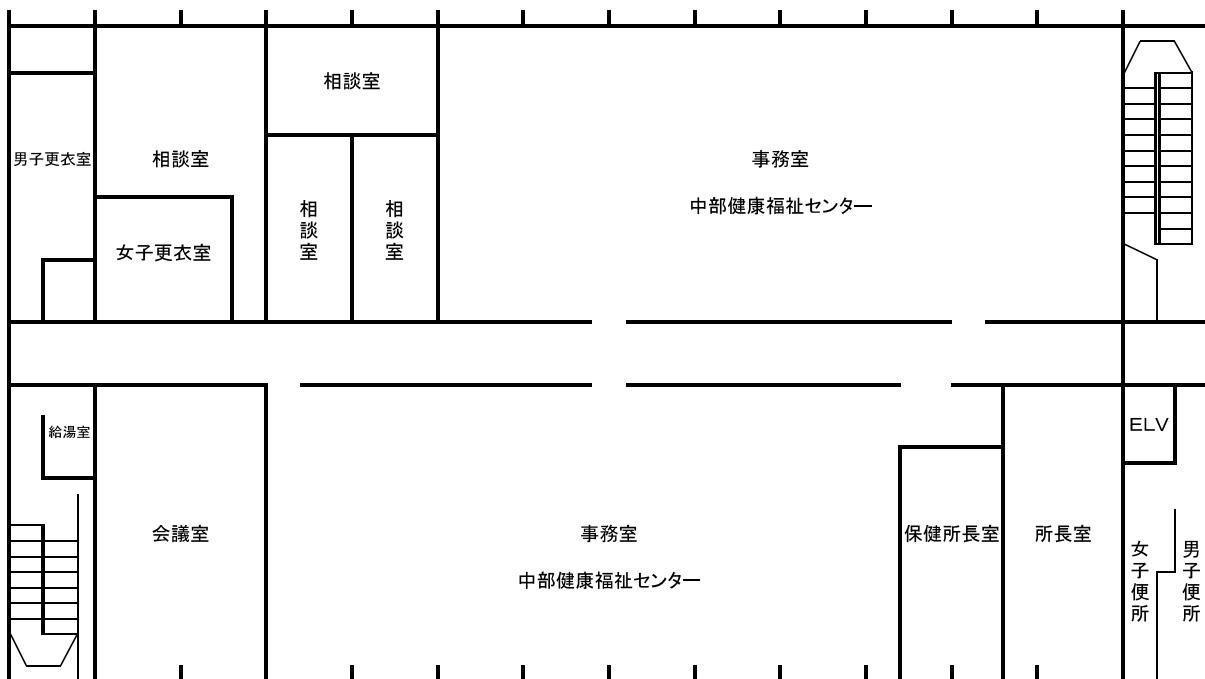
本館(1階)



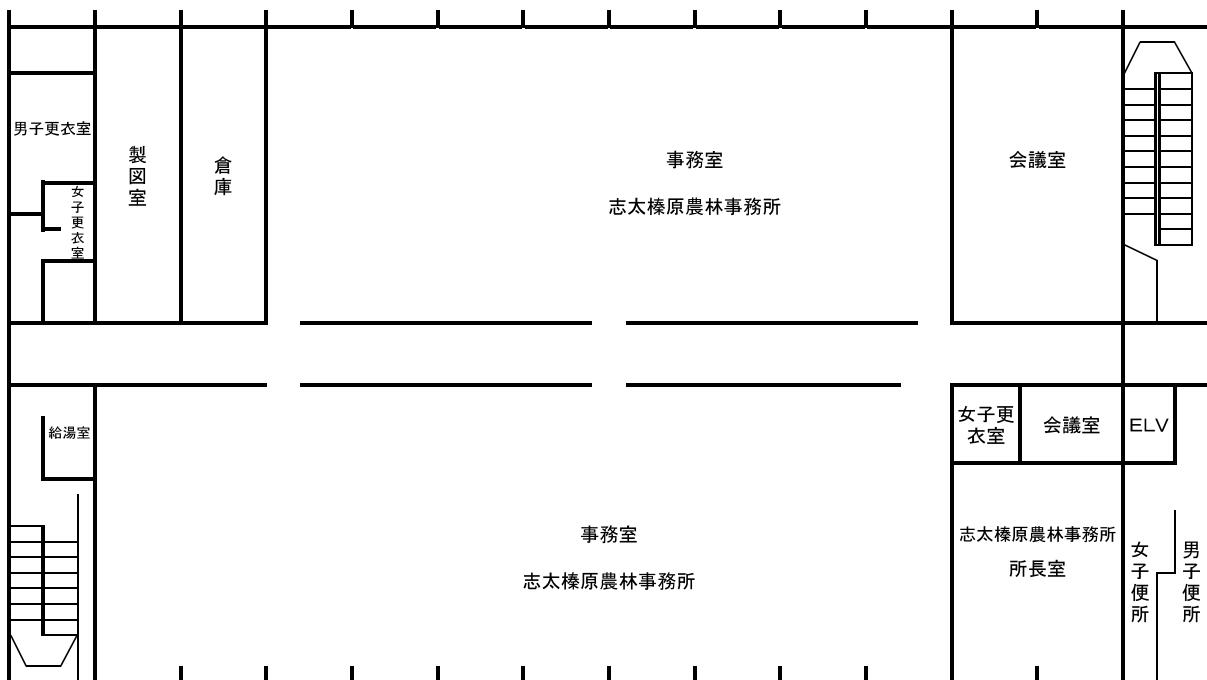
本館(2階)



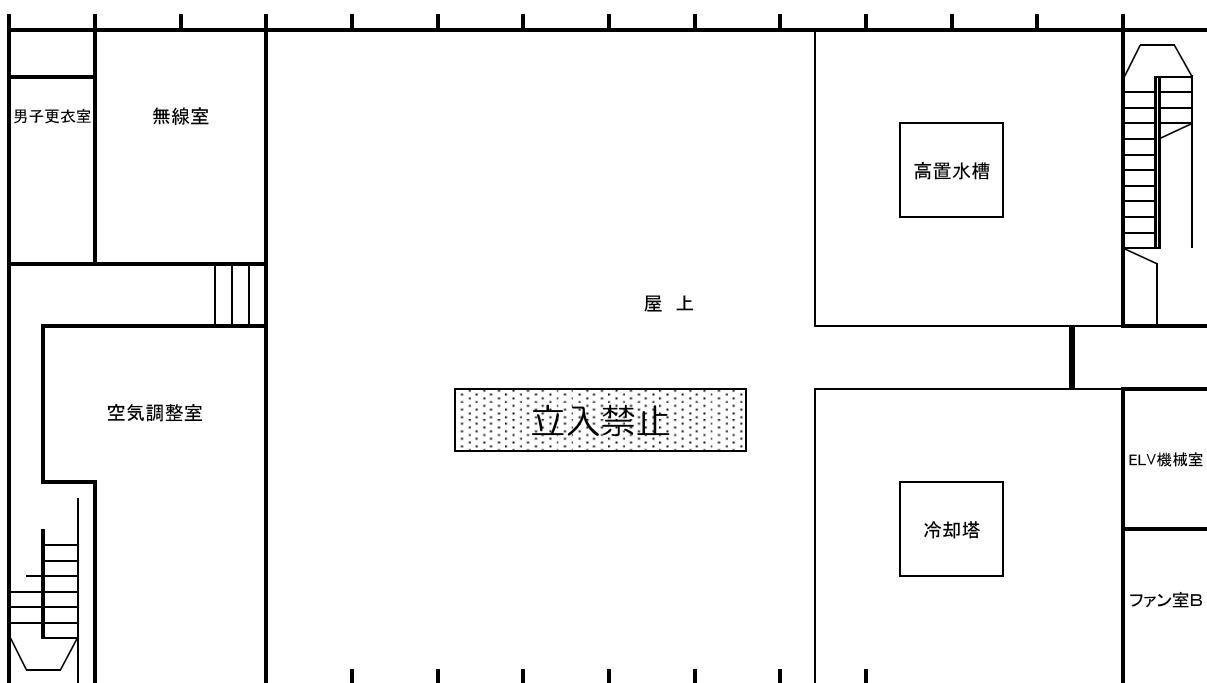
本館(3階)



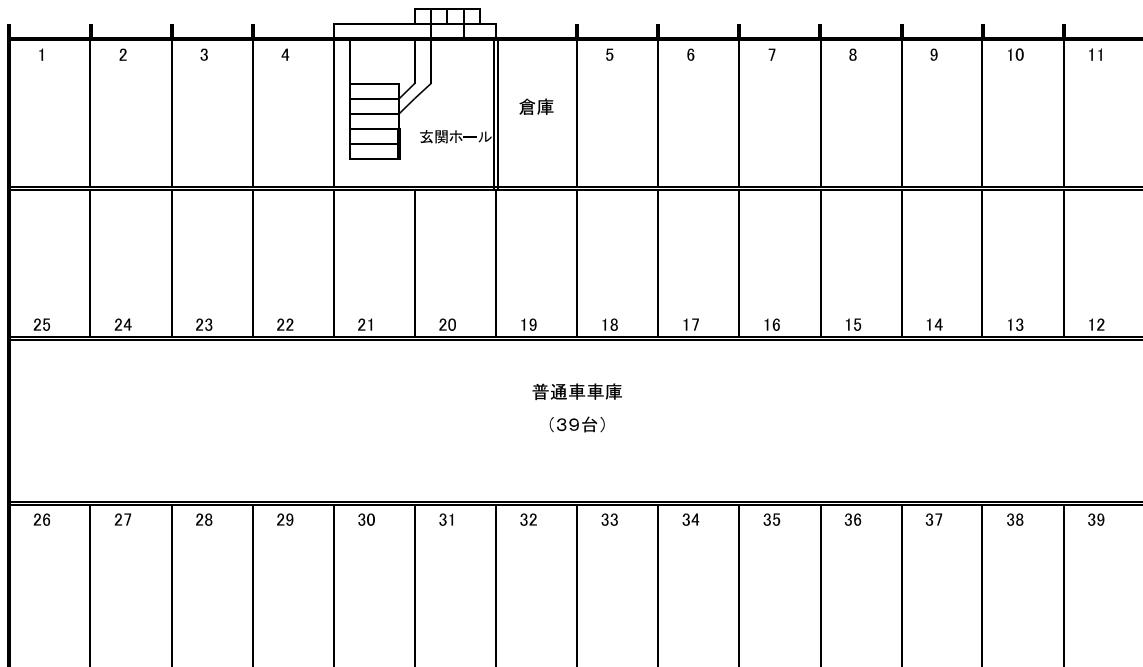
本館(4階)



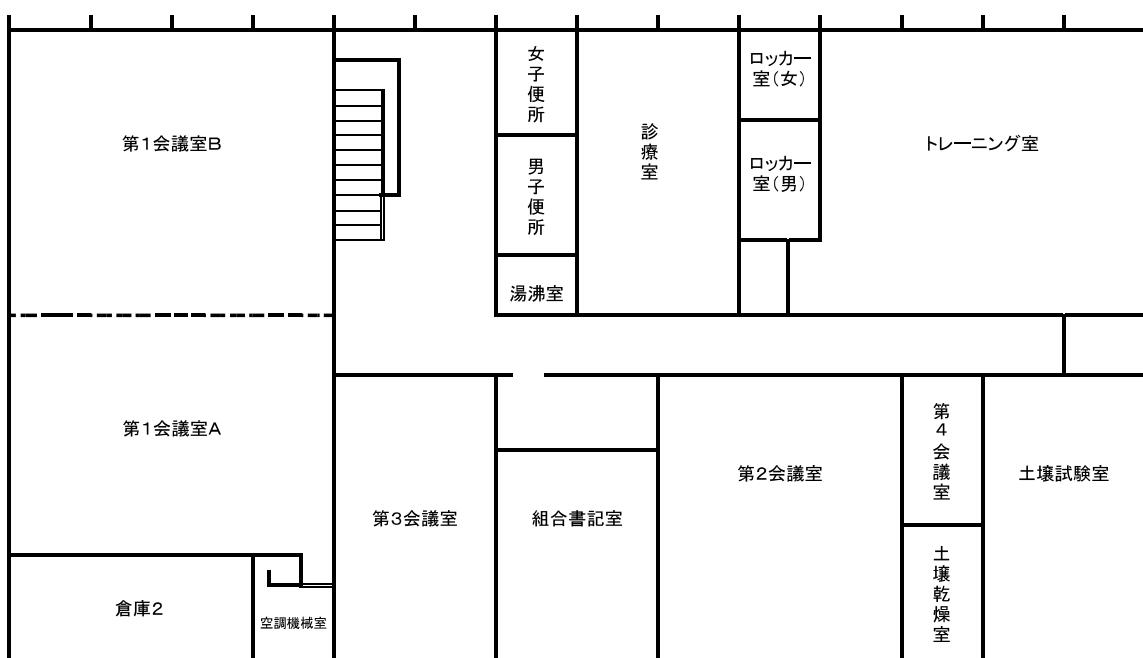
本館(5階)



附属棟(1階)



附属棟(2階)



大型車庫

